



介護保険の食事の減額申請について

区分		食事標準負担額 (1日あたり)
①	町民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者および生活保護受給者等	300円
②	町民税非課税世帯に属する者等	500円
③	①、②以外の者	780円

介護保険制度では、介護保険施設に入所した場合は、1日あたりの食事代を780円負担していただくことになっています。ただし、町民税非課税世帯等の方は、申請により食事代が減額されます。

※現在、介護保険施設に入所されている方で、有効期限が今年5月31日までの減額認定証をお持ちの方は、6月30日までに更新の申請が必要になります。

◆問い合わせ／介護保険課 ☎ 77 - 5503

中山間地域等

直接支払制度について

【制度の概要】

平成12年度に開始した「中山間地域等直接支払制度」については、予定の5年間で終え、平成17年度より新たに第二期制度がスタートします。

この制度は、中山間地域等の農地や営農を守り多面的機能を保全するため、集落協定を結んだ集落や個別協定を結んだ認定農業者等に交付金を交付する制度です。

集落において本制度を活用した地域活性化の方策について話し合うことが重要です。

【交付金の活用について】

集落協定に基づいて毎年集落に交付される直接支払交付金の使途については、協定参加者のみなさんが話し合って決める必要があります。したがって、この交付金を活用して自分達が暮らす地域をいかによる良いものとするかを話し合います。

【平成16年度実施状況】

平成16年度は、96集落で取り組みが行なわれました。地域ごとの集落協定の実施状況は別表のとおりです。

■この制度に関するお問い合わせ

農林課農林振興班 (☎ 79・1002)

◆平成16年度協定集落締結状況

地域	協定数	参加農家数	取り組み内容と活動協定数																						
			協定対象農用地面積 (a)			農業生産活動						多面的機能増進活動				生産性・収益向上				担い手の定着					
			田	畑	計	農用地		施設		農業生産活動		多面的機能増進活動		生産性・収益向上		担い手の定着									
						適正な農業生産活動	賃借権設定・農作業の委託	農地法面点検	簡易基盤整備	水路管理	農道管理	その他(ため池等)	農用地周辺の清掃	土壌流亡配慮営農	魚類・昆虫類保護	その他(清掃活動等)	農作業の受委託推進	機械・施設の共同購入・利用	農作業の共同化	高付加価値型農業	新規就農支援・営農の継続等	オペレーターの育成確保	その他		
久賀	13	97	163	5,074	5,237	4,603	13	13	13	7	13	13	1	12	0	1	11	0	1	0	0	13	11	0	4
大島	47	581	7,715	10,286	18,001	21,250	47	46	46	19	47	47	4	23	5	3	34	11	5	6	14	38	46	4	5
東和	19	92	19	3,471	3,490	3,387	19	0	19	7	19	19	5	18	0	0	10	10	2	8	10	17	1	0	18
橘	17	209	10	6,818	6,828	6,449	17	17	17	13	17	17	2	17	0	0	0	2	0	14	0	11	17	0	4
合計	96	979	7,907	25,649	33,556	35,689	96	76	95	46	96	96	12	70	5	4	55	23	8	28	24	79	75	4	31